

分譲マンション管理組合設立支援

管理組合がないお住まいの環境に、お悩みではありませんか？



管理組合の設立、管理規約の制定などについて
助言・提案等を行うマンション管理士を会合等に無料で派遣します

〈相談内容〉

- 管理組合の設立に関すること
- 管理規約の制定に関すること など

〈対 象〉 文京区内にある分譲マンションの区分所有者等からなる団体

〈派遣時間〉 1回につき、2時間程度

〈派遣回数〉 1団体につき同一年度内に4回まで

無料です

利用方法

「文京区分譲マンション管理組合設立支援マンション管理士派遣申請書」を派遣希望日の2週間前までに、下記へご提出ください。

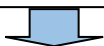


〒112-8555 文京区春日 1-16-21
文京区シビックセンター18階北側
都市計画部 住環境課 管理担当
電話番号 03-5803-1374
ファックス 03-5803-1376

利用の流れ

1. 申請

「文京区分譲マンション管理組合設立支援マンション管理士派遣申請書」に必要な事項を記入し、派遣希望日の2週間前までに区へ提出してください。



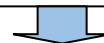
2. 審査結果の通知

区は、派遣が適当であるか審査した後、「文京区分譲マンション管理組合設立支援マンション管理士派遣決定通知書」または「文京区分譲マンション管理組合設立支援マンション管理士派遣不承認通知書」を送付し、審査結果を通知します。



3. 訪問

マンション管理士がお伺いし適切なアドバイスを行います。



4. 報告

派遣が終了したら、「文京区分譲マンション管理組合設立支援マンション管理士派遣結果報告書」を区へ提出してください。

「文京区分譲マンション管理組合設立支援マンション管理士派遣申請書」は、文京区ホームページからダウンロードできます。

文京区ホームページ (<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>) にアクセスのうえ、サイト内にて『管理組合設立支援』と検索してください。

ホーム>組織・部署から探す>住環境課>マンションの管理>分譲マンション管理組合設立支援

マンション管理士とは

平成13年度に創設された国家資格で、マンションに関する専門的知識をもち、管理組合や区分所有者の相談に応じ、マンション管理組合の運営や管理について助言や指導等の援助を行うことを業務としています。

ご注意ください！派遣マンション管理士は、次の業務を行いません。

× 居住者間の紛争解決及び権利調整

